

写

財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和3年4月30日付平企財収第246号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年5月31日

小平市監査委員 岡村健司

## 財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和3年2月17日付平監発第38号で小平市監査委員より報告のあった財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応については、下記のとおりとする。

### 1 小平市緑と花いっぱい運動の会

#### (1) 所管部課（環境部水と緑と公園課）に対する監査の結果

##### <指摘事項>

補助対象事業以外の経費に補助金が充てられていた。

補助金交付の決定や確定に際しては審査を適正に行われたい。また、補助対象事業については平成28年に当該補助金交付要綱が改定され明確化が図られたものではあるが、更なる明確化・具体化を図られたい。

#### **【措置等】**

指摘された経費に充てられた補助金については、自主返還を受けた。

補助金交付要綱は、平成28年度に改正し、明確化・具体化を図ったものの、運用面での審査体制を改善する必要がある。

そのため、今後は、補助金申請時に補助金充当事業の内訳を明記させることで、さらなる明確化・具体化を図る。また、「小平市緑と花いっぱい運動の会事業推進補助金要綱」及び「小平市補助金等交付規則」に基づく補助金交付対象事業を正しく認識し、交付決定の際は、複数人の目による精査を徹底する。